

## 修正会と田楽・田植踊

東北歴史博物館

笠原 信男

### はじめに

前回、正月の行事で「11 日早朝、農作業の仕事初めとして、縄ない、田起こし、肥え出し、さらに代掻きや田植えの準備をする。本格的な作業ではなく、お正月様に対する模擬的・儀礼的な農作業」を行う、「ノウハダテ」を扱った。家の行事で、「田起こしや施肥では歳徳神の方位である「アキの方」を拝む」ことから「歳徳神の御霊・靈力で福を生む田にする儀礼」、あるいは「作業を終えて、お供えの餅を食べるのは歳徳神と供食することで、歳徳神の御霊・靈力を得る、まじない」とも考えられる。

呼び方はまちまちだが、「ノウハダテ」は全国で行われており、「新年の仕事初めの一つである。田畑に出て、初めて鋤を入れる行事。十一日に行なう所が多いが、二日または四日に行なう所もある。豊作を願う行事」として、新年の季語になっている。名称は「くわはじめ おおくわはじめ すきはじめ ほりはじめ はつくわい 鋤初・大鋤初・鋤初・掘初・初鋤入れ・くわだて はつたち たうちしょうがつ さくはじめ お鋤立・初田打・田打正月・作初・のうだて のうはだて 農立・農始」と多様である。

今回は、家で行う「ノウハダテ」に対して、地域行事としての農作業の仕事始め、作物の豊作祈願の芸能をみていく。

### 1 修正会の延年

修正会は寺院で正月に、僧侶が罪(人の業によってつくり、未来の苦しみの原因となるような悪い行為)を懺悔(罪を悔いて許しを請うこと)し、仏の功德により天下安泰・五穀豊穰・万民快樂を祈る法会で、奈良時代は悔過会と呼ばれ、東大寺等の中央官寺や地方の国分寺などで行われていた。そこでは一日をじんちよう にちちゆう にちもつ しよや はんや 晨朝・日中・日没・初夜・半夜・こや 後夜の六時に分け、昼夜を問わず法要が行われた。それが、平安時代の 11 世紀に修正会となり、そこでは初夜と後夜に法要を修する、二時型が新たに生まれたという。初夜の法は夕方から夜半、後夜は夜半から朝とされる。この新しい形の法会には全国の諸神を勧請する神祇の法や具体的な災いを除くおんみょうどう 陰陽道の修法も取り入れられたとされ、また、芸能性も高まり、初夜と後夜の間のきょうぜん 饗膳の場では猿楽の徒と呼ばれる者などが芸能を演じた。さらに法会の後に、僧侶や稚児によって延年と称する芸能が行われた。法会は、寺の守護神をたたえ、せんすばんざい 天地長久、千秋万歳を祈り、法会に集まった人々の息災延

命を願って、種々の芸能を行ったもので、「延年」は「長寿を祈念する」という意味とされる。神社に神楽があるように、寺院では延年が行われた。

延年は室町時代以降、徐々に衰退していき、江戸時代にはほとんど行われなくなった。これには支配者層である武家階級が、能を手厚く保護したことなどが原因の一つにあげられる。その中で、毛越寺(岩手県平泉町)の延年は室町時代中期の文安6年(1449)のものとしてされる「醫王山由緒相傳」の記録とほぼ同じ形で行われている<sup>(1)</sup>。

「 常行堂大法会次第之事

修法一七個日毎年從正月十四日到同二十日 請僧十四人潔齋勤行

慈覺大師相承常行三昧供

奉供四十八色造華百味飲食

初夜作法

しょうらい 唱 礼師 ぼんばい 梵唄師 当題師 慶題師

後夜作法

後夜導師 ばい 唄 三十二相 かだ 伽陀 さんげ 散華 ほんおん 梵音 錫杖

古実祭礼次第之事

古実祭礼二日毎歳正月十九日同二十日 常行三昧供修法畢而一山大衆勤之

路舞 延年舞 田楽躍 呼立 祝詞

老女舞 若女舞 禰宜舞 児舞 勅使舞 音楽 舞楽」

## 2 田楽

田楽は、狭い意味と広い意味があり、前者の「田楽」は、田植えの時期に行われる田の芸能及びそこから派生した芸能をさす。田の芸能には、この他、正月や苗代作業前に予祝として演じられるものがあり、これを田遊びとっている。広い意味の田楽は、田遊びを含め、稲作りに関わる芸能の総称として用いられる。

「田楽」は「用語そのものが中国からの輸入であり、散楽さんかくの一種としての田楽が取り入れられ、日本風に展開を遂げた」。「中国では宋国の時代(960~1278)に都でも田楽が行われていたが、それは日本で田楽が史上に登場する時期に当たっている」。中国の田楽は「楽器には腰鼓・小鼓・拍板びんささらなどの打楽器を用い、形式は異なるが高足たかあしなどもあった。これらの楽器は日本の田楽にも通じる」という<sup>(2)</sup>。

田植の時期に田植えを囃す楽としての田楽は、中世の開発領主や名主たちが行う、大人数による大田植の楽として全国に広まったと思われるが、近世に入るとそのほとんどが失われた。幸いに、中国地方で大田植・花田植・囃し田として行われている。サンバ

イという田の神を祭って、無病息災と豊穰を願い、重労働を楽で囃し、田植えを大勢で楽しく行うことができる行事でもある。華やかなもので、代掻きの牛は造花で飾った花鞍をのせ、早乙女は赤い袴や腰巻で着飾る。

『栄花物語』に、治安 3 年(1023) 5 月に藤原道長邸で催した田植の田楽が記されている<sup>(3)</sup>。『栄花物語』では、道長邸に馬の飼料にする草を採る場を田にして、白装束の早乙女 5、60 人が行う田植を、笛、腰鼓、ササラなどで囃す、散楽者が 10 人ほど動員されている。常設の田ではないが、田植の時期に田植えを囃す田楽の様子を知ることができる。

田植えを囃す楽から派生した田楽は、場所と時期を問わず、楽の一つとして行われるもので、12 世紀初めに成立した『今昔物語集』に見える。近江国矢馳<sup>やばせ</sup>(滋賀県草津市矢橋)の御堂供養に奉納された田楽である<sup>(4)</sup>。郡司が御堂の供養について僧侶に相談したところ、楽でねんごろ<sup>がく</sup>に行うのがいいといわれ、郡司は地元の矢馳津人<sup>やばせつにん</sup>による田楽を奉納した。当時、楽といえば舞楽のことだったらしく、郡司はそれを知らずに田楽を奉納したため、僧は御霊会かと誤解した。これにより、平安時代末、田楽は祇園御霊会に出ていたこと、当時、舞楽より低俗なものとされていたことがわかる。

『長秋記』、大治 4 年(1129) 5 月 10 日条には、田楽を専門とする散楽芸能者や職業芸能者の田楽法師が登場し、20 人の早乙女を囃している。プロの田楽法師が出現し、平安時代末から鎌倉期にかけて楽舞化した田楽は大流行し、一段と芸能化する。

延年で行われる「田楽」は田植えを囃す楽から派生し、楽舞化したもので、田楽法師の芸が取り入れられたものである。

蛇足ながら、食べ物の「おでん」の「でん」は「田楽」の「田」<sup>でん</sup>という<sup>(5)</sup>。田楽は室町時代に出現した料理で、種を串に刺して焼いた「焼き田楽」と種を茹でた「煮込み田楽」があった。江戸時代に「煮込み田楽」を「おでん[御田]」、「焼き田楽」を「田楽」、もしくは「味噌田楽」といったらしい。

### 3 田遊び

田遊びは稲作を中心にした正月のノウハダテの儀礼、あるいは春の祈年祭の神事が地域の芸能、神事芸能とされているもので、田植えの時期に田圃で行う芸能から生まれた田楽とは区別する必要がある。この田遊びは全国に、約 330 か所で伝えられてきた。「田遊び」は静岡県・愛知県などの東海地方に多く、近畿地方から西は「御田植」<sup>おんだうえ</sup>、「御田」<sup>おんだ</sup>が多くなる。田打・田おこし・田作り・鍬山・春鍬、種蒔祭<sup>たねおろ</sup>・種下し祭など田植え前の作業を付したところが 24 か所ある。

田打ちから稲の収穫まで一連の米作りの過程を行うものは「30余所にすぎず、多くは田打から田植までの構成であり、田打から種下ろしまでに止まるものも少なくない」「収穫過程までを含むトータルな内容を持つ田遊びは、おおむね芸能として成長したもの」される<sup>(6)</sup>。

青森県	0
秋田県	0
岩手県	2
山形県	2
宮城県	1
福島県	3
計	8

東北地方は、数え間違いではないかと思えるほど、少ない。わず

か8か所、宮城県は1か所である。宮城県の田遊びは仙台市宮城野区榴岡天満宮の「御田植」が計上されている。現在はおこなわれていないが、1月6日に「氏子が集って、古雅な田植唄を唄いながら田植踊をおどる。参詣の農家の人人は木製の小さな鍬を奉納した」というものである<sup>(7)</sup>。

東北地方	8
関東地方	16
東海・中部地方	58
北陸地方	15
近畿地方	87
中国・四国地方	37
九州地方	112
計	333

岩手県は室根神社(一関市室根町)の「田遊び」と出羽神社(奥州市水沢区)の「御田植」、山形県は出羽三山神社(鶴岡市羽黒地区)の「お田植」、立石寺(山形市)の「田植」、福島県は広瀬熊野神社(二本松市岩代地域)の「御田植」、都々古別神社(棚倉町)の「御田植」、金沢黒沼神社(福島市)の「金沢の羽山ごもり」の中で行われる「お田植」である。

田遊びの数

新井恒易『農と田遊びの研究 下』明治書院 1981年 p.789～798より作成

宮城県には江戸時代の記録であるが、かつて大和町宮床の鶴ヶ峯八幡神社で「御田遊」があった。「正月4日之晩、柴燈護摩供執行 仕 天下泰平国土安穩之御祈祷 仕、御田遊と申習シ於長床ニ、耕作業之祭式五穀成就之祈誓仕来申候」とある<sup>(8)</sup>。これを含めると宮城県は2か所になる。

平安時代初期の延暦23年(804)に伊勢神宮(内宮)の行事・儀式を記した『皇太神宮儀式帳』に、2月の初めの子日(2019年では旧暦2月10日、新暦3月16日にあたる)に行っていた祭祀、「御田佃始」<sup>(9)</sup>もしくは「御田種蒔下始」<sup>(10)</sup>が記されている。

「大神宮御田佃始時、忌鍬料鉄一挺、又神田祭料稻廿束、以神税宛<sub>二</sub>大<sub>一</sub>神宮司<sub>一</sub>。」

「[二月]先始来子日、大神宮朝御饌夕御饌供奉御田種蒔下始、禰宜内人等、率<sub>二</sub>山向物忌子<sub>一</sub>、湯鍬山<sub>一</sub>参登時<sub>一</sub>、忌鍛冶内人<sub>一</sub>乃造奉留<sub>一</sub>金人形、并鏡、銚、種々物持<sub>一</sub>、山口神祭、然到<sub>一</sub>櫟木本<sub>一</sub>。即木本祭。祀物員如<sub>一</sub>山口祭<sub>一</sub>。然其木本<sub>一</sub>山向物忌<sub>一</sub>令<sub>一</sub>以<sub>一</sub>忌鉞(金編斧)<sub>一</sub>切始<sub>一</sub>。然即禰宜内人等<sub>一</sub>戸人夫等<sub>一</sub>」

シメ キリテ ユ グハニ ツクリモチテ モロモノノ ネ ギ ウチヒトラハ マ サ キノカヅラシテ オリ キ オホミカミノ ミ ケドコロノ  
 令<sub>レ</sub>切<sub>ト</sub>湯<sub>ニ</sub>鋤<sub>仁</sub>造<sub>持</sub>、諸<sub>禰</sub>宜<sub>内</sub>人<sub>等</sub>波、眞<sub>佐</sub>岐<sub>藪</sub>為<sub>下</sub>来、大神<sub>乃</sub>御<sub>饌</sub>所  
 ミ タニ イタリタチ サカトクノ モノイミノ チチニ イミクハトランシテ オホミカミノ ミ ト シロ タ ガヘシノメ ヤガテ タ ガヘシウタヒテ  
 乃<sub>御</sub>田<sub>仁</sub>到<sub>立</sub>。酒<sub>作</sub>乃<sub>物</sub>忌<sub>乃</sub>父<sub>仁</sub>忌<sub>鋤</sub>令<sub>採</sub>、大神<sub>乃</sub>御<sub>刀</sub>代<sub>田</sub>耕<sub>始</sub>、即<sub>田</sub>耕<sub>歌</sub>  
 タ マヒラハル サ テ モロモノノミトシロタガヘシノメ ナラビニモロモノ オホミタカラノ タ ガヘシハジム  
 乃<sub>田</sub>舞<sub>畢</sub>。然<sub>即</sub>諸<sub>神</sub>田<sub>耕</sub>始、并<sub>諸</sub>乃<sub>百</sub>姓<sub>乃</sub>田<sub>耕</sub>始」

「湯(忌)鋤山に登り、そこで、木を伐って湯(忌)鋤を造り、その鋤で天照太神の御刀代田を耕し始める。そこで田耕歌で田舞を踊る。そうすればそれは、諸神の田の耕し始めとなり、さらには諸の百姓の田の耕し始めとなる。」

同年の伊勢神宮(外宮)の記録にも「御田種下始行事」がある。やはり2月の初めの子日に行われていた<sup>(11)</sup>。

「湯(忌)鋤を以って耕始て、湯(忌)種下を始。然ればすなわち、其御田を耕作、殖状なさしめることを終える。諸の内人等が田舞を仕りて、直会をし給う。そののちに、禰宜や内人等は各が所有する私の種を下し始める。次に百姓等が種を下し始める」

内宮・外宮ともに鋤で田を耕す真似をし、次いで種下ろしをする神事である。のちの鎌倉時代、建久3年(1192)の「皇太神宮年中行事」では「鋤山伊賀利神事」と名付けられている<sup>(12)</sup>。

「当年の歳徳神が所在する方向の山に入り、堅い木で鋤を作る」「御巫内人が此鋤を持って、今年天下泰平、諸人安穩、年穀の豊稔を祈り、地上を撃つ」「官司・神主・諸職掌人等に至るまで手鋤を以って同時に地上を撃つ。山向内人の一人が小石を入れた桶を持ち、苗に見立てた小石を蒔く」「今年の御苗は前々年よりも勝って、太たくましく出来た」「内人・祝部・蕃長等が参集し、蕃殖作法を謹んで仕る。それは、以<sub>藪</sub>殖<sub>田</sub>遊作法(藪を以って田を殖える遊びの作法)である」  
 延暦23年(804)の儀式帳で行われていた「御田佃始」、「御田種蒔下始」のあと、建久3年(1192)の「皇太神宮年中行事」では「以<sub>藪</sub>殖<sub>田</sub>遊作法」が新たに付け加えられている。それは藪を苗に見立てて行う田植えで、「蕃殖作法」ともいっている。田に苗を植える行為を生物の有性生殖に見たてた、豊作を祈るまじないである。この観点では、延暦23年の田への種の蒔き下ろしそめも田と種籾による生殖行為・儀礼に見立てた「蕃殖作法」である。「鋤山伊賀利神事」はその蕃殖を2度行うものである。

この神事は実際の田圃ではなく、境内地で模擬的に行われる。実施時期や内容から田遊びに近い。各地で行われている田遊びの地域名でいえば、延暦23年(804)の神事に近いものが「田打」・「田おこし」・「種蒔祭」・「種下し祭」、建久3年(1192)に近いものが「御田植」・「田遊び」になろう。

田打ちと田植えは一連でなかったことは室根神社(岩手県一関市室根町)の「田遊び」

でも推察できる。

「正月6日に、折壁・奥玉・曾慶など麓の村々の農民たちが山にのぼってお籠り堂にこもり、それぞれ持参した刃物で境内に生えている木を取って削り、小さな模型の鋏形をこしらえる。ついで7日の午前1時ごろ、一同は本堂にそろって上がり、丑の刻に神主が水口梵みなくちぼんの祈祷をする。水口梵とは、「室根神社田遊祭守符」と記した神札ほうじゆと宝珠からすに烏を組み合わせた牛王宝印の札を重ねて供え、祈祷することである。水口梵が終わると、一同が田打たぶちの行事をする。田打はめいめいが作った鋏形を持ち、歌い手が田打歌をうたい、その一節ごとに一同が「ハアオヤコラサーノサ」とはやし、鋏で御堂の板壁をたたく」<sup>(13)</sup>。

「以上の田打が終わると一同は山を下り、途中で中腹にある田植の壇を拝んだ。田植の壇とは、約50坪くらいの土地を方形にならしたもので、北辺の外縁の中央に作神の御宮(農王社)が建っており、祭典のときには2つの神輿みこしがこの壇で休むことになっている。また、村人たちは田植がすむと、早苗を持ってきて、田植歌をうたいながらこの壇に植えるまねをし、8月(陰暦)13日のお刈祓いには、芽を取ってきてこの壇に挿すことにしていたという」<sup>(14)</sup>。

室根神社の「田遊び」には古文書があり、それには少し異なる内容が記されている<sup>(15)</sup>。年代不詳の文書だが、現在の神倉神社(和歌山県新宮市)を神蔵大権現としていることから、神仏分離以前、江戸時代の様子を表してと思われる。

#### 「熊野根元

神蔵大権現御神事<sup>(16)</sup>、正月六日初夜より同七日未明まで白装束みやま かけにて御山に翔登る事おびただ 夥し。是則如神軍、此の御例を以て牟婁峯山むろねさんにても正月六日の夜より御堂にて、氏子数百人、御夜籠おんよごもりして御社辺の木を伐り取り、鋏形を造り、鎌形を造り、田打耕耘たうちこうらんの真似をしてうたひ舞ひ、翌朝未明、(山の中腹にある)田植壇たうえに降り、(田植壇の北側にある作神)農王権現のうおうごんげんの御社前へ、芦萱あしかやの穂をとりて田植唄を唄ひ、御田植おのれの真似をいたす御神事あり。此の時の神事に仕へたる鋏形を己が家に持帰りて、苗代の溝しょうさいに立て置いて、虫類鳥類の障災を除くと古より申伝へたり」

新井恒易が言う、田遊びの範囲が「多くは田打から田植までの構成であり、田打から種下ろしまでに止まるものも少なくない」、「収穫過程までを含むトータルな内容を持つ田遊びは、おおむね芸能として成長したもの」<sup>(17)</sup>は、歴史的な状況を物語っている可能性が高い。「田打から種下ろし」までは平安時代まで、「田打から田植」までは鎌倉時代以降、「収穫過程までを含むトータル」なものは田遊びの芸能化が進んだ時代、早く見ても室町時代以降の定着であろう。

宮城県下で家の正月行事として行われている1月11日の「ノウハダテ」のうち、「田打ち」や「田起し」、さらに「田植え」が1月14日と、「ノウハダテ」とは別行事で行われているのはこうした歴史的過程を反映していると思われる。

#### 4 田植踊

東北地方で小正月のころに行われる予祝の芸能で、やはり小正月を中心に行われる田の作業を模擬化した田遊びが風流化した(華やかに芸能化した)ものとされる。田遊びのように模擬的に稲作の様子を演じる儀礼・神事と異なり、田植踊はいつそう芸能性が顕著である。さらに、田植踊は小正月に集落の家々を巡って踊られた、いわゆる、門打ちの芸能であることも大きな特徴である。

田植踊は東北の4県にしかない特有の芸能である。東北北部には「えんぶり」と呼ぶ、広義の田植踊がある。岩手県北部に9組、青森県八戸市周辺に39組で、東北4県の田植踊とは趣がやや異なる。

宮城県を除く3県の田植踊は、春から秋に及ぶ稲作りの作業全般を模擬的に演じるものが多い。とりわけ福島県では、田起し(田打)から種蒔き、苗作り、代かき、田植、田の草取り、稲刈り、脱穀、そして最後の俵積みまでのものもある。これは仙台田植(秋保弥十郎系・芋沢下倉系)・黒川田植・県南弥十郎系・県北弥十郎系の早乙女が中心となる田植踊と対照的である。世界無形文化遺産・国指定重要無形民俗文化財の「秋保の田植踊」は、早乙女の田植えを、苗に見立てた持物を替えて踊るもので、田植えの所作を華やかに演じた芸能として評価が高い。

江戸時代、仙台領の田植踊は人数や装束、行う時期などについて、藩から制約を受けていた<sup>(18)</sup>。

○享保9年(1724)12月

一 宿守<sup>(19)</sup>等正月、渡世<sup>(20)</sup>としての田植仕り候義、一組に惣人数10人迄は苦しくない。

10人以上は控え申すべき事 但 かぶき等にまぎれて行うのはいけない

一 七月の獅子躍(鹿踊)の人数も田植と同じ、10人に限る事

一 けんばい(剣舞)もこれまた獅子躍と同じ、10人に限る事

宮城県	26
山形県	44
岩手県	97
福島県	140
計	307

仙台田植		数
	秋保弥十郎系	5
	芋沢下倉系	2
	奴田植	0
	役人田植	1
黒川田植		3
県南弥十郎系		5
県北弥十郎系		
	加美古川系	6
	小島狼河原系	2
気仙沼田植		2
計		26

#### 田植踊

千葉雄市「宮城県の民俗芸能(2)」  
『東北歴史博物館研究紀要』2号  
2001年p51より作成

右は在所へもいづれ申し渡すものである事

○元文元年(1736)12月

- 一 田植は正月限りにする。二月に成って在々へまかり下って田植をするのは、やめるべき事を申し渡す。但し、田植の人数は先年に10人に限るとしたところだが、今後は5人を限りとする。

○元文元年(1736)12年(月<sub>カ</sub>)御郡奉行申渡候

- 一 田植うたを流行りの歌あるいは踊り唄を相交えたものにする事、並びに衣類を色々に染めて着用することがある。このことは共に控えるべきことを仙台北城下に触れを出した。このことは御屋敷奉行から御郡奉行へも通知するため、在所にも申し渡す。

○元文2年(1737)11月

- 一 在々獅子躍・けんばい(剣舞)は10人に限ること、仙台北城下で田植・獅子躍・けんばいをする人数は10人に限る様、享保九年に城下へ触れを出した。以後、元文元年の冬、田植の人数は五人に限る様に触れを出し、在所へも伝えた。獅子躍・けんばいは今も城下で10人に限っている。これは在所も城下も変わりがないことだが、不心得者がいると聞くので改めて申し渡す。

江戸時代、田植踊はいくつかの芸態があり、いずれも正月の門付けとして、仙台北城下等に出ていた。二世十遍舎一九が嘉永2年(1849)に著した「仙台年中行事大意」には7種の田植踊があげられている<sup>(21)</sup>。

大田植 早少女二人<菅笠を着、笠の回りに紫の木綿を下げ、振り袖の着物を着す。

但し、面はなし>

彌十郎一人<浅黄木綿の頭巾を着、黒木綿に大きな紋をつけ、赤き裏をつけたる、掻い巻き様のものを着、マワシを下げ、面をかぶる>

岡の衆<これは囃し方の者なり。頭巾の前に、顔の隠るほどの白木綿を下げ、笛、太鼓、鉦などにて、唄い囃すなり>

この大田植は三組ほど出る。一つは蕪田植とて、蕪の紋を付る。又蟹と言うは蟹の紋を付けるなり。又海老と言うは海老の紋なり。

大黒田植<大黒の面をかぶり、張り子の馬に乗り踊る。岡の衆は大田植に同じ>

福太郎 是は芸のなき者なり。<頭巾をかぶり、白木綿を下げて、顔を隠す>「明の方から福太郎が参りました」と<言いて歩く>

獨田植 <浅黄木綿の頭巾、袖なし羽織、太鼓を叩き、色々の祝言を言う。魚づくし、武者づくし、角力づくしなど様々あり、但し面をかぶる>

案山子<これも芸のなき者が出づる、鳴子をさげて、カカシの真似びなり>

米搗田植<おこそ頭巾を着、面をかぶり、鈴を振って唄う>「めでためでの若松さまよ。枝もさかえて葉もしげる。ヨイヤナ、ヨイヤナ。これの御店は、目でたい御店、四つのすみから黄金わく、おめでたや。ヨイヤナヨイヤナ。」



<この餘さまざま有>

かせとり<これは様々の踊りなり。いづれも笛、太鼓、鉦のみにて、三味線・鼓は禁ず>

大田植は早乙女2人が振り袖姿で踊る。振り袖は色物が禁止されているため、弥十郎と同じ、黒を基調にしていると思われる。5人編成なのも、元文元年(1736)12月の制限を守ってのことと思われる。それより前、享保9年(1724)12月までは10人編成、さらにそれ以前(1600年代に生まれていたかは不詳)は10人を越える大人数であった。仙台の正月門付け芸能でも際だって大人数であったことが、人数を制限される一因であったのだろう。

仙台田植—秋保弥十郎系も芋沢下倉系も早乙女中心で、大田植と同種の田植踊である。人数はこの後、幕末から明治に増えたのであろう。7つの中に、仙台市泉区に多かった奴田植が出ていないのが注目される。城下は人数制限が厳しいため、出られなかったのであろうか。

門付けは家を訪れ、目出度づくしの言葉や踊りの芸で金や米などの報酬を受けて歩く芸能である。そのベースには神が家に来訪し、祝福するという考えがある。そのため、福をもたらす神の訪問として、門付けの芸能は歓迎された(しかし、門付けの訪問者が過度になると敬遠されることもあった)。

門付けの田植踊は、それ自体は訪問者に正月に米や銭を納める行事だが、<sup>かみごと</sup>神事としてみれば、歳神(穀物神)が家を訪れ、冬休んだ田や眠っている種籾に歳のエネルギーを注ぎ込む、新年の予祝芸能である。

## おわりに

各家の正月行事「ノウハダテ」には、本講座第2回で示したように「田の神さまを納めてくる」という田打ち(石巻市稲井)、田を少し起しての仕事の仕初め(丸森町上滝)、少々田を起す田うない(亙理町逢隈)がある。さらに、厄祓いの地域行事「田打」行事(栗原市栗駒)、民謡の「田打唄」(栗原市栗駒・栗原市鶯沢・栗原市花山・東松島市矢本・石巻市桃生町・石巻市北上町で採集<sup>(22)</sup>)、春祈祷の獅子舞が来訪先の門口で唱える「田打ち唄」など、田打ちが随所で見受けられる。これは平安時代初期の伊勢神宮(内宮)の神事で言えば、「御田<sup>みたつくりそめ</sup>佃始」である。これに関連する地域の行事が「田遊び」、家の行事「ノウハダテ(1月11日)」の一部である。ただし、どちらも時代を重ねて新たな構成になり、前者は田造り後の稲作りが加わり、田植えや収穫工程を含めた豊作の予祝となり、東北地方ではそれが華やかな芸能となり(風流化して)、田植踊が生まれた。後者は一年の農作業始めの日とされた。しかし、1月11日は歳神を迎えての正月であることから、宮城県でも1月11日は「ノウハダテ」として今の内容になる前は、例え

ば「田打ち」もしくは「田打ち初め」とされていた可能性が高い。

注

- (1) 本田安次「平泉毛越寺の延年」『本田安次著作集 日本の伝統藝能第 15 巻 舞樂延年 I』錦正社 1998 年 P135・136
- (2) 新井恒易『日本の祭りと芸能』ぎょうせい 1990 年 p 142
- (3) 黒板勝美・国史大系編修会編「栄花物語卷十九 御裳ぎ 治安 3 年 5 月」『国史大系第二十巻 栄花物語』吉川弘文館 1964 年 p 428
- (4) 佐藤謙三校注「近江国矢馳の郡司の堂に田楽を供養せし語 第七」『今昔物語集 本朝世俗部 下巻 卷第二十八』角川日本古典文庫 1955 年 p 30~34
- (5) 山田忠雄主幹『新明解国語辞典第六版』三省堂 2005 年 p 191
- (6) 新井恒易『日本の祭りと芸能』ぎょうせい 1990 年 p 69
- (7) 三原良吉「仙台民俗誌」『旧版仙台市史 6』1952 年 p 41
- (8) 「黒川郡宮床村 羽黒派鶴峯山正善院書出」『宮城縣史 24』1954 年 p 502
- (9) 神道大系編纂会編「皇太神宮年中行事」『神道大系 神宮編一』1979 年 p 139
- (10) 神道大系編纂会編「皇太神宮年中行事」『神道大系 神宮編一』1979 年 p 142・143
- (11) 神道大系編纂会編「止由氣宮儀式帳」『神道大系 神宮編一』1979 年 p 265・266
- (12) 神道大系編纂会編「皇太神宮年中行事一 銚山伊賀利神事」『神道大系 神宮編二』1980 年 p 261~263
- (13) 新井恒易『農と田遊びの研究 上』明治書院 1981 年 p 42
- (14) 新井恒易『農と田遊びの研究 上』明治書院 1981 年 p 44
- (15) 森口多里「室根山の田遊祭」『日本民俗学会会報』1959 年第 9 号
- (17) 紀州・熊野新宮大社の境内地でもある神倉神社御燈祭と思われる。
- (18) 近世村落研究会編「公儀御触並御国制禁(抄)」『仙台藩農政の研究』丸善 1958 年より。意識で引用。
- (19) 武家屋敷の管理人で、さまざまな職業に就いていた。
- (20) 生活、生業のこと。
- (21) 二世十遍舎一九「仙台年中行事大意」1849 年(「奥羽一覽道中膝栗毛」)第 4 編卷之下所載  
常盤雄五郎編集兼発行『仙台年中行事絵卷十二卷・附同解説 特装版 復刻版』仙台昔話会 1940 年
- (22) 宮城県教育庁文化財保護課編『宮城県の民謡—民謡緊急調査報告書—』宮城県文化財調査報告書第 109 集 1985 年 p 89~92